

## 自転車安全利用取組優良モデル事業所及び学校認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、交通安全意識の高揚と自転車の安全管理に努める事業所及び学校の拡大を図るため、自転車安全利用取組優良モデル事業所（自転車の安全利用に積極的に取り組む事業所等をいう。以下同じ）又は自転車安全利用取組優良モデル校（自転車の安全利用に積極的に取り組む学校等をいう。以下同じ）（以下「優良モデル事業所等」という。）を認定するために必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象)

第2条 認定は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる団体等を対象として行うものとする。

- (1) 自転車安全利用取組優良モデル事業所 京都府内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う個人
- (2) 自転車安全利用取組優良モデル校 京都府内の小学校、中学校、高等学校及び大学等

(認定の要件)

第3条 知事は、次に掲げる要件の全てに該当するものを自転車安全利用取組優良モデル事業所として認定することができる。

- (1) 通勤時又は業務において、自転車を利用する従業員が10人以上であること。
- (2) 自転車の安全利用について管理する者が置かれていること。
- (3) 自転車の安全利用に関する規程を制定していること。
- (4) 自転車を利用する従業員に対し、年1回以上、自転車の交通安全に関する教育指導及び自転車損害保険等の加入に関する指導を実施していること。
- (5) 京都府自転車安全利用推進員に委嘱されている者が事業所内にいること。
- (6) 自転車の安全利用に関する自主的な活動を行っていること。

2 知事は、次に掲げる要件の全てに該当するものを自転車安全利用取組優良モデル校として認定することができる。

- (1) 自転車の安全利用について管理する者が置かれていること。
- (2) 自転車の安全利用に関する規程を制定していること。
- (3) 自転車を利用する児童、生徒及び学生（以下「児童等」という。）に対し、年1回以上、自転車の交通安全に関する教育指導及び自転車損害保険等の加入に関する指導を実施していること。
- (4) 京都府自転車安全利用推進員に委嘱されている者が、学校内に10人以上いること。
- (5) 自転車通学生等に対する登校指導などの自転車の安全利用に関する自主的な活動を行っていること。

(認定の決定)

第4条 認定は、原則として京都府、京都府内の市町村、京都府警察、交通安全活動団体等が推薦し、かつ、前条に定める要件に該当するもののうちから京都府自転車安全利用取組優良モデル事業所・学校等審査委員会の意見を聞いて知事が決定する。

2 前項の委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(認定の方法及び期間)

第5条 認定は、知事が認定書を交付して行う。

2 優良モデル事業所等としての認定の期間は、認定の日から2年間とする。

(優良モデル事業所等の協力)

第6条 知事は、優良モデル事業所等に対して、業務に支障を及ぼさない範囲で、事業所又は学校への見学者の受入れ、講習会への講師の派遣等について協力を求めることができる。

(報告)

第7条 優良モデル事業所等は、自転車の安全利用の取組の実施状況を適宜、知事に報告するものとする。

2 優良モデル事業所等は、次に掲げる事項を知事に報告するものとする。

(1) 第3条第1項又は第2項に定める要件に該当しなくなった場合

(2) 事業所又は学校の名称を変更した場合

(認定の取消)

第8条 知事は、次に掲げる場合には、優良モデル事業所等の認定を取り消すことができる。

(1) 前条第2項第1号の報告を受け、第3条第1項又は第2項に定める要件に該当しないと認めた場合

(2) その他優良モデル事業所等として適当でないと認めた場合

(感謝状)

第9条 知事は、優良モデル事業所等として協力した者に対し、感謝状を授与することができる。

(庶務)

第10条 優良モデル事業所等に関する庶務は、文化生活部安心・安全まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。